

研究史検証：清代満洲史を研究した川久保悌郎の業績について

塚瀬 進

はじめに

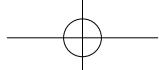
先人の業績に学び、その成果を乗り越えていくことは、研究者が果たさなければならぬ必須の義務である。自己が追っているテーマに関する先行業績のみを消化し、これまでの研究史を総体的に理解しようとする姿勢では、先人の業績を理解したことにはならない。本稿では、清代満洲史研究に大きな足跡を残した川久保悌郎氏（以下、敬称は略して川久保と表記する）の研究を取り上げ、川久保が何に取り組み、何を明らかにしたのか検証する。そして、これから満洲史研究をどうすすめていくのか、どのような課題設定が必要なのかを考える際の一助としたい⁽¹⁾。

1. 川久保悌郎の略歴と業績

川久保は1909年（明治42年）10月に生まれ、1934年（昭和9年）に東京帝国大学東洋史学科を卒業した。東京大学大学院に進み、1951年から弘前大学文理学部に赴任した。1975年に弘前大学を退官し、続いて関東学園大学教授を1980年まで勤めた。そして1992年11月11日に死去された⁽²⁾。

本稿で検討する川久保の業績は以下の20編である⁽³⁾。ほぼ川久保の刊行した論文を網羅している⁽⁴⁾。

- ①「清末に於ける吉林省西北部の開発」『歴史学研究』第5巻第2号、1935年12月
- ②「清代に於ける支那人の満洲移住と其開発」『世界歴史大系』第8巻、平凡社、1936年
- ③「清代満洲の闘争（上、中、下）」『史学雑誌』第50巻第9-11号、1939年9-11月
- ④「清代満州の内地化についての一考察—雍正、乾隆期を中心としての覚書—（上、下）」『歴史教育』第4巻第11号、第5巻第1号、1956、1957年
- ⑤「清代に於ける辺疆への罪徒配流について—清朝の流刑政策と辺疆 その1—」『弘前大学人文社会』第15号、1958年
- ⑥「清代における焼酒の盛行について」『集刊東洋学』第4号、1960年
- ⑦「清代満洲における焼鍋の簇生について」和田博士古稀記念東洋史論叢編纂委員会『東洋史論叢：和田博士古稀記念』講談社、1961年
- ⑧「清代満洲の辺疆社会—清朝の流刑政策と辺疆 その2—」『弘前大学人文社会』第27号、1962年
- ⑨「清代乾隆初年における焼鍋禁止論議について」『弘前大学人文社会』第33号、1964年



- ⑩「清代人参採取制度についての一考察」鈴木俊教授還暦記念会編『東洋史論叢：鈴木俊教授還暦記念』1964年
- ⑪「清代における焼鍋問題の推移と焼課について」『東方学』第31号、1965年
- ⑫「清朝人参採取制度の衰微について」『文經論叢（弘前大学）』第1巻第1号、1965年
- ⑬「満洲馬賊考－咸豐・同治期におけるその活動を中心として－」『文經論叢（弘前大学）』第3巻第4号、1968年
- ⑭「清末における漠河金廠の創弁について」『集刊東洋学』第23号、1970年
- ⑮「満洲金匪考－韓辺外のこと」『文經論叢（弘前大学）』第7巻第3号、1972年
- ⑯「続満洲馬賊考」江上波夫教授古稀記念事業会編『江上波夫教授古稀記念論集歴史篇』山川出版社、1977年
- ⑰「清末光緒初年の東三省の行政改革について」『関東学園大学紀要（経済学部）』第3号、1979年
- ⑱「清末における吉林機器局の創弁について」『関東学園大学紀要（経済学部）』第4号、1980年
- ⑲「清代參政考」『集刊東洋学』第55号、1986年
- ⑳「柳條辺牆管見－吉田金一氏のメリホフ説批判に寄せて－」『東洋学報』第71巻第3・4号、1990年

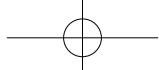
以下では、各論文の内容について見てみたい。論文名は省略し、論文番号で記述する。

2. 戰前の業績

①は川久保の処女論文であると考えられる。東京帝国大学東洋史学科を卒業した翌年に刊行しているので、川久保の卒業論文なのだろうか。吉林省の西北部（長春、伯都訥、双城堡）が漢人移民によりどのように開発されたのか、その経緯と時代背景について述べている。

順治・康熙・雍正年間は漢人流入以前の時期、乾隆以後は漢人流入以後の時期として分けて考察している。漢人流入以前の時期、吉林は対ロシア戦に備えた兵站整備の一環として開発された。具体的には輸送路の整備、兵糧確保のための官莊の設置がすすめられたことを述べる。清朝は1727年1月（雍正4年12月）に永吉州（吉林地方）、泰寧県（寧古塔地方）、長寧県（伯都訥地方）を設置して、流入した民人の管理を始めた。しかし、民人の数は少なく、泰寧県、長寧県はほどなく撤廃された。以上の経緯から、漢人が流入する以前の順治・康熙・雍正年間は官屯が主であり、民人による開墾（民屯）はわずかであったことから、吉林の大半は未開拓であったと指摘する。

次いで、吉林に隣接する奉天省（盛京）の状況を考察し、乾隆年間にになると奉天省に流入する漢人は増え、「奉天省の支那化」が進展したことを述べる。奉天省に押し寄せた漢人は、嘉慶年間には柳條辺牆を越えて吉林へ流入するようになった。そして、漢人は吉林にどのように流入して農業をおこなったのか、長春、伯都訥、双城堡に分



けて、それぞれの状況について述べていく。

長春近隣への漢人移民の流入は、コルロス旗のモンゴル人王公による招墾が大きな要因であった。地租収入を目当てに、モンゴル人王公は漢人を招来て農業をおこなわせたので、長春近隣の地は漢人が耕作する農地へと変容した。

伯都訥近隣では、嘉慶年間になると漢人移民の流入が多くなり、禁止は難しくなっていた。また、清朝は財政面で逼迫していたので、開墾地からの租税収入を財政補填にあてる政策をとった。このことからも、漢人移民を追い返すことは困難になった。

双城堡近隣の地は、京旗（北京で暮らした旗人）が移住して農業をおこなう場所として活用された。京旗は種々の援助の下に移住したが、北京とは異なる環境に適応できた旗人は少なかった。農業に慣れなかった旗人は、民人を雇って耕作をおこなわせるようになった。清朝が当初想定した目的は達成できなかったが、双城堡近隣の開墾は嘉慶年間以降進展したことを述べる。

結論として、清朝は封禁政策をおこなったにもかかわらず、吉林西北部への漢人の流入は止まず、漢人が占拠する場所になったと指摘する。この論文の考察時期は嘉慶・道光年間までにとどまっている。筆者はその後の吉林統治を考察するため、「中国東北統治の変容－1860～80年代の吉林を中心に－」を発表し、川久保の業績を受け継いでいる⁽⁵⁾。

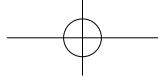
②は『世界歴史大系』というシリーズの「東洋近世史（一）」に収録された論考である。概説書のためか、史料の出典などは細かに明記してはいない。前年（1935年）に発表した「清末に於ける吉林省西北部の開発」をベースに書いており、重複した文章も一部ある。順治から咸豊までの期間、満洲に漢人移民がどのように流入し、開墾をすすめたのかを分かりやすく叙述している。

③は「官設の狩猟地」とも認識されている圍場について考察した論文である。まず、圍場の原義を『遼史』『金史』などに遡って考証する。そして、圍場は北方民族の間で行われた集団的狩猟、獲物を多数の勢子で囲い込むことを示した語句であり、さらにはこうした狩猟を行う場所を呼ぶ時に使われたとする。

次いで、圍場で行われた集団的狩猟は制度化されて行圍制度を形成するに至ったことを述べ、盛京、吉林、黒龍江、熱河で行圍制度がどのように行われたのか考察する。嘉慶・道光年間になると圍場の近隣に流入する漢人が増えたので、清朝は漢人移民を他所に移動させたり、封堆の増設を行い、圍場を保全した。しかし、漢人の流入は止まず、同治年間には金匪、木匪が登場し、漢人移民は平原だけでなく山岳地帯へも流入した。圍場を漢人移民の流入から守ることが難しくなった時点までを考察し、光緒年間以降のことには触れずに、この論文は終わっている。

19世紀末以降に圍場が払い下げられていく過程については述べていないが、圍場の成立過程とその後の状況について述べた論文としては、日本では唯一である。刊行から80年が経ってはいるが、現在でも参考の価値は高いと指摘したい。

戦前の川久保の研究は、吉林への移民流入、開墾の経緯と圍場の状況を明らかにしている。検討時期は清初から嘉慶・道光年間の19世紀前半までである。



3. 戦後から 1965 年までの業績

④は「清代満州の歴史は、一面から見れば、満州支那化の過程と称しても過言でない」という認識に立ち、満洲が内地化（「支那化」）した経緯、背景について考察している。「東三省」という語句が雍正・乾隆年間には使われていた事実を指摘し、その理由を以下のように述べる。清朝は満洲を特別地帯と見なす基本方針であったにもかかわらず、満洲を内省と同様に考える傾向が雍正・乾隆年間には増し、東三省と総称して憚らない風潮が生じていたとする。

続いて、こうした風潮が生じていた雍正・乾隆年間の満洲は如何なる状況であったのか考察する。清朝は満洲を旗人培養の場所と考えていたので、封禁政策を採用し、民人の流入を禁止した。しかし、漢人移民の流入は止まず、盛京では旗民雜居の進展、旗民交渉案件の多発、旗地の民人への典賣などが生じ、満洲を旗人培養の地とした清朝の方針は崩れつつあった。

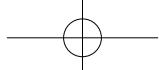
次いで、官制面での変化について考察する。盛京では盛京將軍をトップとする旗人を管轄する旗官の力が強かった。しかし、民人が増えたことから民人関係の案件処理が多くなり、練達の漢人が登用されるようになった。1779年（乾隆44年）には盛京の旗民訴訟案件は州県衙門が審理することになり、旗官は関与できなくなった。また、重要官職に就任した旗人のほとんどが満洲出身者であったことも問題視され、中国内省と同様の回避制度を意識した人事が行われるようになる。こうした状況から、官制面では中国内省と同様に向かう傾向が生じていたとする。

最後に経済状況の変化について考察する。清初の満洲は荒廃しており農業生産は振るわなかった。しかし、康熙末年から乾隆になると満洲の農業生産は増加し、満洲内の需要を満たすようになっただけでなく、余剰米が生じ、直隸、山東方面に販運された。このことはとりもなおさず、満洲と中国閥内の経済的な結び付きが強まり、満洲が中国化した一面を示す現象であるとする。

以上の考察から、乾隆年間になると清朝の当初の意図とは異なり、満洲の実態は官制面・経済面ともに中国閥内と均質化する方向に進んでいたと主張した。

この論文を最後に、川久保は漢人移民の動向に関する論文を書いていない。以後の研究テーマは満洲辺境社会の特徴、焼鍋の動向、人參採取制度の特徴へと移行する。

⑤は清朝の流刑制度との関連から辺境社会についての理解を深める、という問題意識から作成されている。まず、清朝の流刑制度に関する法律がどのような内容であったのかを考察する。次いで、年代ごとに流刑地の動向を「清朝実録」から抽出する。順治年間では盛京、尚陽堡、寧古塔であり、満洲以外の場所への流刑は確認できないとする。康熙年間半ばになると黒龍江が流刑地として登場する。康熙年間後半になると伯都訥、三姓、墨爾根が加わった。これはロシアとの抗争に備え、吉林、黒龍江方面が多事になったためだと解釈している。雍正年間になると盛京への罪徒発配は減少し、モンゴル方面が増加したとする。これはジュンガルとの抗争が関係していると指摘する。乾隆年間になると、熱河、新疆、雲南・貴州・廣東・廣西の煙瘴地方への流



配が行われた。そして、乾隆後期から嘉慶後期にかけて、清朝は三大流刑地（満洲、新疆、雲貴両広の煙瘴地）の状況を勘案して流刑地を選定し、一つの流刑地に罪徒が偏らないようにしていたと主張する。同治年間になると新疆の減少、黒龍江の増加という傾向を示し、光緒年間もほぼ同様であったとする。

主に「清朝実録」から流刑に関する記事を抽出し、清朝全期にわたって流刑地の動向を明らかにしている。そして、流刑地が変遷した背景には、どのような事情があったのか考察した論文である。

⑧は⑤の続編であり、流刑地において罪徒が如何なる活動をしていたのか考察し、辺境社会の特徴を指摘するという問題意識から書かれている。

流刑地において罪徒は罪の軽重により、どのような活動をしていたのか述べる。第三節では黒龍江、吉林で「給官兵為奴」の措置がとられた罪徒の状況に述べており興味深い。第四節では逃亡する罪徒の様子について考察している。罪徒が増えると十分な管理ができなくなり逃亡者が増えたこと、逃亡者にはどのような対応をしたのかを述べている。第五節では黒龍江の状況についてとくに述べている。流入（罪徒）の多くが軍船の漕ぎ手や官莊の農業労働者になっており、元来人口が少なかった黒龍江では流入は重要な役割を果たしていたとする。

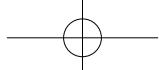
⑥、⑦、⑨、⑪は焼鍋をテーマにしている。これまで川久保は主に移民史・農業史を研究してきたが、これらの論文以後では農業以外の産業史をテーマにしている。

⑥は清朝下の康熙～乾隆年間における焼鍋の状況について述べる。まず、康熙年間の中葉以降、華北では焼酎の醸造が盛んにおこなわれ、焼酎の飲用が広がったことを概述する。次に、焼酎の生産増加に対しては賛否両論があつたことを紹介する。反対派は凶作への備えを重視して、穀物を焼酎にすることは止めて備蓄する必要性を主張した。清朝もこの方向で対応し、1737年（乾隆2年）に焼鍋の営業を禁止する上諭を出した。こうした措置に対して賛成派は、「焼酎はすでに民衆の嗜好品として不可欠なものであり、その禁止は民衆の不満を高めることにつながる。さらに多くの焼鍋がつくられたのは利益が望めるからであり、利を求める人心を押さえつけることは難しく、法令で禁止しても成果はない」と主張した。そして、華北各地での焼鍋の営業状況について述べる。満洲の状況については⑦で考察したので省略したとしている。

⑦は康熙～乾隆年間、中国閥内には多くの焼鍋が作られ、焼酎を製造していた。かかる傾向は満洲にも波及し、満洲でも焼鍋はつくられた。満洲では遼陽、呼蘭などが著名な焼酎生産地となり、牛莊から南方へも販運された。また、モンゴル人の間にも焼酎飲酒の習慣が広まった。焼鍋を経営したのは山西商人が多く、焼鍋は蓄財しているとみなされ馬賊の略奪対象ともなっていたことを紹介している。

⑨は乾隆初年に行われた焼鍋の営業に反対なのか、賛成なのかをめぐる議論について考察している。反対派、賛成派それぞれの主張を詳細に検討し、その論拠、主張について述べている。議論内容の検討が主であり、焼鍋の営業がどのような社会的影響を及ぼしたのかについては⑥、⑦に譲るとしている。

⑪は⑨で乾隆年代の議論について考察したことを受け、光緒年間の焼鍋をめぐる



議論について検討する。長年の議論を経て行き着いた論点は、「穀物備蓄のためにも焼鍋を禁止したいが、民衆の欲求を抑えることは難しく、禁止しても私的に焼鍋が営まれることは避け難い。それゆえ官が営業許可を出し、徵税することで焼鍋を統制下に置く」、という内容であった。この見解は19世紀後半以降、清朝財政が困窮化するなかで具体化した。

次いで満洲の状況について考察する。奉天、吉林では焼鍋は人参採取制度への協力を強いられ、参票の購入を引き受けさせられていた。そのため焼課という課税形式は取られず、参票購入の負担が実質的な課税だとみなされていた。黒龍江には人参採取制度はなかったので、焼課が設けられた。

考察範囲を満洲の焼鍋に限るのではなく、清朝全体の焼鍋の動向の中から満洲の焼鍋の状況を描きだした点を特徴として指摘したい。焼鍋に関する研究は、日本ではこれらの川久保の研究以外には論文はないと思われる。

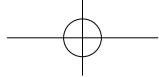
⑩、⑪、⑫は吉林で行われていた人参採取制度について検討している。

⑩は清朝が満洲人参の採取にあたって、どのように対応していたのか考察する。八旗には旗分に応じて指定の山場が分け与えられ、旗人は指定された山場で人参を採取する制度が設けられた。その背景には、満洲に産する特産物は旗人の間で均等に分配さるべきともいう観念が存在したのではないかと推測する。

民人が人参を採取することは禁止されていた。しかし、禁止を承知で深山に分け入って人参を私採する民人は後を絶たなかった。そこで清朝は雍正年間になると、一定の制度を設け、税金を徵収することで人参採取を統御しようとした。旗人にだけ認めていた人参の採取を、民人にも開放する方針に転換したのである。人参を採取する人は参票（採參許可証）を官府から受領し、一定額の税金を収める制度が発足した（官弁）。1730年（雍正9年）になると、参票を商人に請け負わせ、商人の責任で採取人夫を雇い、商人が規定の税金を納める制度が行われた（商弁）。しかし、商人による採取人夫への搾取が問題となり、1744年（乾隆9年）には再び官弁に戻された。官弁が復活したとはいえ、官の側だけで採取人夫を集めることや、採取事業の管理は難しく、商人を排除して人参採取をすることはできなかった。商人は参票の引き受け手となり、純粹な官弁ではなく「官督商弁の折衷方式」がとられた。こうした経緯から、清朝は満洲での人参採取を行う上で、現地の商人の力に依存することなしにはできなかった状況を指摘し、満洲における商業資本が果たした役割の重要性を主張した。

⑪は⑩の内容を受けて、参票制度がどのように衰微したのか考察する。衰微した要因として四点をあげている。第一に、長年の採取により人参が枯渇したこと。第二に、嘉慶年間になると人参の採取地は奥地の深山になり、入山にかかる費用も高くなつたことから、人工培養の人参（秧参）が出回るようになったこと。第三に、参務に携わる官吏が不正を行い、私腹を肥やしたこと。第四に、参票制度は商人の協力を得て運営されていたが、嘉慶から道光にかけて多くの商人（焼鍋を経営する商人が多かった）が営業不振に陥り、参票の割り当てに応えることができなくなったことを指摘する。

清朝は参票制度を維持するため、嘉慶年間に奉天の港湾に出入りする船舶への課税



金を使って、参票受領の際の補助金にあてることにした。これにより制度的には参票制度は継続したが、人參採取のために清朝が支出する金額は膨らんだ。咸豐年間には人參採取を一年間停止することも行われ、参票制度は行き詰まっていたと主張する。^⑯は清朝が満洲で実施していた人參採取制度について考察する。とくに制度面での特徴と、徵収した税金の動向について詳述している。

人參採取制度について、日本では川久保の研究以外には専論は存在しない。しかし、中国では档案を使った優れた研究がいくつも出されている⁽⁶⁾。主に「清朝実録」に依拠して作成された川久保の論文は史料的には乗り越えられたが、川久保の示した人參採取制度の大枠は現在でも参考の価値はある。

4. 1968 年以降の業績

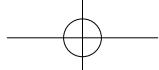
1968 年以降に発表された論文は、以前とは異なり 19 世紀後半の状況をあつかっている。「清朝実録」の読解、分析により歴史像を組み立ててきた川久保の研究が、ここに至って咸豐・同治・光緒前半にまでその考察範囲を拡大したと思われる。^⑯は馬賊の活動を「興味本位の語り草」としてではなく、「日本人的先入観を排して」歴史的に考察することを目的に書かれた論文である。

馬賊は雑多な人々を包含していたので、馬賊とは誰であり、何を目的にしていたのか一義的に定めることは難しいとする。これまで、馬賊は単なる略奪集団ではなく、住民に対する自衛的役割を果たしていたとする見解や、縄張り内では任侠的仁義を守っていたなどの見解があることを指摘する。しかし、こうした見解は「狭義の馬賊觀」であるとし、「馬賊とは騎馬に跨って疾駆しつつ窃盜・略奪行動を働く匪賊」と定義する。

次いで、馬賊が発生した時期、理由について考察する。馬賊の発生は道光・咸豐年間であったとする。発生理由については、19 世紀後半に清朝は内憂外患にみまわれ、満洲の状況にまで手が回らなくなった。そのため満洲では「捕務廢弛」が生じ、略奪集団の取り締まりが十分にはできなくなったこと、とくに太平天国の乱や捻軍鎮圧のために駐防八旗の移駐が行われ、満洲の治安維持は弱体化したことを指摘する。また、漢人移民の流入が増え、移民のなかには正業に就かず、無頼な生活を送る人がいたことも馬賊の発生につながったとする。

盛京での馬賊による被害状況を考察し、馬賊の跳梁は官吏の腐敗により、その取り締まりができなかったこと、あまつさえ取り締まりを忌避していた状況を述べる。馬賊の活動状況を地域別に検証し、遼河以西の奉天・熱河交界方面、昌図、長春、農安、伯都訥方面、興京、東辺道方面に分けられるとする。そして、馬賊の本拠地は熱河方面ではなかったのかという仮説を立て、熱河方面の状況について考察する。最後では、渤海湾の洋上で活動した「艇匪」についても考察する。

^⑯の検討年代は咸豐・同治年間に止まったので、^⑯は光緒年間の動向について考察している。光緒年間になると同治年間よりは馬賊の活動は減じたが、その活動地は黒龍江にも拡大したことを述べる。



⑬と⑯の二編により、咸豐から光緒までの馬賊の状況を明らかにした。それを踏まえて、馬賊はイデオロギー、政治的綱領、宗教的信条に基づいて組織され、活動していた側面は認められないと主張した。

⑭は満洲史研究は農業史の研究は行われてきたが、他の産業史についての解説は遅れているという問題意識に立ち、鉱業、漠河金廠を題材にしている。漢人移民は同治年間には平原部だけでなく山岳地帯へも流入し、木材採取や鉱山採掘を行うようになった。他方、ロシアの圧力が強まり、実辺政策の推進が求められた。こうした内外の状況から1886年（光緒12年）以降、漠河金廠設立の議が唱えられた。翌1887年（光緒13年）には李金鏞が派遣されて金鉱創設の任にあたり、1889年（光緒15年）に開工した。漠河金廠は吉林機器局とともに、洋務運動が満洲に導入された顕著な事例として注目に値するという評価をしている。

⑮は同治から光緒年間にかけて、松花江の上流、長白山の北麓付近にあった夾皮溝を根拠地として、金匪（金鉱を私掘した人々）として活動した韓辺外（金匪の頭目名の俗称）について考察する。同治年間になると平原地帯だけでなく山岳地帯に分け入る漢人がいた。そうした漢人のなかには不法に木材を伐採したり、金を採掘する人がいた。韓辺外は私的に金を採掘し、夾皮溝近隣を半独立的に勢力範囲としていた。こうした勢力が跋扈していた点に、当時の満洲辺境社会の状況を見て取れるとする。

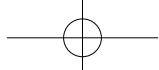
1877年（光緒3年）に吉林將軍に就任した銘安は、吉林統治の立て直しをはかった。銘安は吳大澂を抜擢して吉林に巣くう宿痾の根絶を行わせた。吳大澂は韓辺外を説得して帰順させ、金匪の跳梁を解決した経緯について述べている。

⑯は光緒初年に行われた盛京での行政改革について考察する。盛京の官制は、軍政を統轄する盛京將軍、民政を統轄する奉天府府尹、旗民に渡る管轄事項を担当する盛京五部の三者が独立並存していた。それゆえ三者のセクショナリズムから行政運営に支障をきたすこともあった。1762年（乾隆27年）に盛京將軍が奉天府府尹の職務を兼轄することで、問題の解決を試みた。しかし、この試みはすぐに変更され、1765年（乾隆30年）に盛京五部侍郎（代表格は戸部侍郎）が盛京將軍に代わって奉天府府尹を兼轄することに改められた。また、旗民間の訴訟では理事同知などの民官がおこなうことになり、軍政担当の盛京將軍の権限は縮小された。以後、こうしたやり方で盛京の行政は運営してきたが、19世紀後半になり民人の増加、ロシアの圧迫など、これまでの延長では解決困難な課題が生じ、状況への対応が難しくなっていた。

1875年（光緒元年）に盛京將軍に就任した崇實は行政改革プランを作成し、皇帝の了承を得た。その内容は、(1) 盛京將軍は總督に準じる官職となし、奉天府府尹を兼轄する、(2) 奉天府府尹は巡撫に準じる官職となし、旗民間の訴訟はすべて管轄する、(3) 盛京五部侍郎が奉天府府尹を兼轄することは廃止する、など盛京將軍と奉天府府尹は内省の總督、巡撫に準じる機能に改められた。

崇實による改革を評価して、清初に設定された旗人培養の地として満洲は保全していくという方針は修正され、満洲は内省化する方向を示したとしている。

崇實による改革は、現在では古市大輔の研究により、更なる解説が行われている⁽⁷⁾。



とはいっても、盛京での行政改革の始まりを20世紀初頭の新政期ではなく、崇實の時点にあったとした川久保の指摘は卓見であったと評価したい。

⑯は吉林機器局（1881年創立）設置の理由を、時代状況から考察する。馬賊の横行への対応、ロシアの脅威への備え、という吉林をめぐる内外情勢が、その創設を促したと指摘する。資金不足から十分な武器生産はできなかつたが、盛京機器局や黒龍江機器局の設置へつながり、近代化の一助を果たしたと評価している。現在でも、日本では唯一の吉林機器局に関する専論である。

⑰は柳條辺牆が作られた目的、その機能について考察する。一部のソ連の研究者が主張する柳條辺牆は清朝の北方国境を示したものだという見解に反駁する。結論としては、柳條辺牆は満洲を、(1) 满・漢民族が混住する農耕地帯、(2) 满洲族など北方ツングースの専住地帯、(3) モンゴル人の牧畜地帯に分けることが目的であったとする。そして、北方国境などではなく、柳條辺牆の機能は一種の行政区画的な界線であったと主張する。

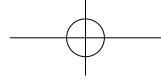
おわりに

以上、20編におよぶ川久保の論文の内容について検討した。そこから導き出される川久保の研究スタイルは、「清朝実録」を精読し、その上で地方志などの関係史料を検討して歴史像を構成していくスタイルだと指摘したい。档案がまだ開かれておらず、「清朝実録」が根本史料であった時代状況下で、川久保は弘前の地で黙々と「清朝実録」の読解に取り組み、清代満洲史を考えていたと推測される。川久保の研究はある意味地味であったため、多くの人には読まれなかつたようである。川久保の論文が一切参考されずに書かれた清代満洲史の概説書が、日本では出版されているくらいである。

川久保の研究成果には、今なお学ぶ点が多い。しかしながら時代状況は変わり、「清朝実録」に依拠した研究は前時代的なものになってしまった。現在では档案を閲覧する道が開かれており、中国で刊行された档案史料集も多数ある。また、現地調査も可能となり、史料の記述を現地で確認することもできるようになった。とはいっても、歴史研究の基本が一次史料を深く読解し、関連する史実と結び付けて歴史像を構築していくことにある点は、現在でも揺らいでいないと筆者は考える。档案全盛のような時代風潮があるようだが、「清朝実録」をきちんと読解できない人が档案を読みこなすことはできないと思われる。川久保が「清朝実録」の読解により残した歴史像を受け止め、档案が示す事実を加味して、新しい清代満洲史を描くことが現在の我々には求められていると考える。

註

- (1) 筆者は「満洲」ではなく「マンチュリア」という表記を近年は使っている。川久保は「満州」、「満洲」、「東三省」の表記を使っているので、混乱を避けるため本稿では「満洲」と表記する。
- (2) 細谷良夫「川久保悌郎先生の評」『満族史研究通信』第3号、1993年。



- (3) 同前論文に掲載されている著作目録を参考にした。
- (4) この他に翻訳として、シロコゴルフ著、川久保悌郎・田中克己訳『北方ツングースの社会構成』(岩波書店、1941年)がある。
- (5) 拙稿「中国東北統治の変容－1860～80年代の吉林を中心に－」左近幸村編著『近代東北アジアの誕生』北海道大学出版会、2008年。
- (6) 中国での研究状況については、滕徳永「改革開放以来の清代東北人參問題研究述評」『地域文化研究』2018-4を参照。
- (7) 古市大輔「光緒初年盛京行政改革再考－盛京將軍崇実の上奏した『變通奉天吏治章程』の再検討を通じて－」『アジア・アフリカ歴史社会研究』第1号、1996年。同「光緒初年盛京行政改革の財政的背景」『東洋学報』第79卷第1号、1997年。

(つかせ すすむ：長野大学環境ツーリズム学部)

